

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月1日から41年5月1日まで
オンライン記録によると、私のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和41年5月1日となっているが、同期入社で同職種の複数の元同僚は、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が、当時、同じ地区から一緒にA社に入社したとする3人の元同僚に照会した結果、当該元同僚らは、申立人と一緒に入社し、勤務していた旨を証言していることから、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、当該元同僚らは、申立人と同じ勤務形態であった旨を証言しており、申立人は当該元同僚らとほぼ同様の勤務形態であった状況がうかがわれるところ、当該元同僚ら及び申立人が記憶する上司は、いずれもA社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和40年12月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

なお、申立人は、「勤務日数等に係る記憶は定かではないが、子供を家に預けて勤務していた。」と述べているところ、当該元同僚のうち二人は、「私も申立人と同様に子供を預けて勤務していた。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

- 2 申立期間の標準報酬月額は申立人のA社における昭和41年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。
- 3 申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は当時の関連資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和48年5月1日）及び資格取得日（昭和48年8月17日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月1日から同年8月17日まで

私は、昭和47年1月から49年10月まで、A社に継続して勤務していたのに、オンライン記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社において昭和47年1月4日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、48年5月1日に資格を喪失後、同年8月17日に再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立期間当時、A社に勤務していた複数の元同僚らは、「申立人は、申立期間以前から継続して勤務しており、職種の変更もなかった。」と証言していることから、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該元同僚らは、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる上、申立期間当時の社会保険事務担当者も、「申立人は継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除していた。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたものと認められる。

- 2 申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から5万6,000円とすることが妥当である。
- 3 申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に廃業している上、事業主は既に死亡していることから聴取することができないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年5月から同年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年2月16日に、資格喪失日に係る記録を同年12月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月16日から同年12月26日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に正社員として勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を受けた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社の当時の事業主及び社会保険事務担当者の証言から、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶がある上、昭和46年に長女が出生しているので、健康保険証を使用したはず。」と述べているところ、当時の事業主及び社会保険事務担当者に照会した結果、同人らは、申立人は、正規の従業員として入社しており、厚生年金保険に加入させていたはずである旨をそれぞれ証言している。なお、申立人は、「従業員は50人程度いた。」と述べているところ、当該事業所における厚生年金保険被保険者は19人しか確認できないが、当時の事業主は、「当時、当社の従業員は50人程度いたが、ほとんどが歩合制の営業職であり、申立人を含む正規の従業員のみ厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

- 2 申立期間の標準報酬月額については、当時の事業主及び社会保険事務担当者の標準報酬月額の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。
- 3 申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、厚生年金保険料は社会保険事務所（当時）に納付したはずだと証言しているものの、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無い。また、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番は見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難い。以上の事実からすれば、事業主は、社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年2月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 15 日まで
私は、A社に昭和 31 年 4 月に入社し、34 年の成人式ごろまで正社員として勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、A社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社は、昭和 33 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年 7 月 31 日までの期間は適用事業所でないことが確認できる。なお、この点については、申立人が記憶する元同僚も、「私は昭和 31 年 4 月ごろからA社に勤務していた。」と証言しているところ、同人が 33 年 8 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることから裏付けられる。

また、申立人は、「昭和 34 年の成人式ごろまでA社に勤務していた。」と述べているものの、元事業主の妻に照会した結果、同人は、「申立人は、短期間しか勤務しなかったと思う。また、適用事業所となった時は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させており、申立人がその時点で在籍していたとすれば、申立人のみ加入させないような不公平な取り扱いはしない。」と証言している。

さらに、A社が適用事業所になった以降に同事業所に勤務していた複数の元同僚に照会した結果、同人らは申立人に係る記憶は無いとし、申立人は適用事業所になる前に退職したと思われる旨を証言しており、申立人の勤務実態等を確認することができない上、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は認められず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 427

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 5 日から 38 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 4 月から A 社で勤務を始めた。当時は臨時職員であったが、38 年 8 月に正規職員になった。

社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社（現在、B 社）が保管する申立人に係る履歴表から、申立人が、昭和 37 年 4 月 5 日から 38 年 7 月末日まで、臨時雇用員又は試用員として A 社に勤務し、38 年 8 月 1 日付けで正規職員となっていることが確認できる。

しかしながら、C 組合に照会した結果、当時の臨時雇用員又は試用員の期間は組合員期間ではなかったこと、及び A 社が臨時雇用員等に対し、健康保険及び厚生年金保険の適用を行うことを明確にしたのは、「D 規程」により、昭和 38 年 10 月以降であったと回答している。

また、社会保険事務所（当時）の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 38 年 10 月 1 日であり、申立人は申立期間に A 社において、厚生年金保険被保険者となることはできない。

さらに、申立人と同期に採用されたとする同僚についても、昭和 38 年 10 月 1 日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 428

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 4 月から A 社で勤務した当時は臨時職員であったが、正職員になることが前提であった。

昭和 38 年 4 月から厚生年金保険の加入記録はあるが、申立期間の記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 社の履歴表から、申立人が、昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 3 月末日まで臨時雇用員又は試用員として A 社に勤務し、38 年 4 月 1 日に正職員となっていることが確認できる。

しかしながら、B 組合に照会した結果、当時の臨時雇用員又は試用員の期間は組合員期間ではなかったこと、及び A 社が臨時雇用員等に対し、健康保険及び厚生年金保険の適用を行うことを明確にしたのは、「C 規程」により、昭和 38 年 10 月以降であったと回答している。

また、社会保険事務所（当時）の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 38 年 10 月 1 日であり、申立人は申立期間に A 社において、厚生年金保険被保険者となることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月 1 日から平成 2 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 11 月から定年まで A 社 B 事業所においてタンクローリー車で危険物の配送業務に従事した。厚生年金保険の記録が 2 年以上も空白になっているのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び元同僚の具体的な供述、並びに申立人が所持する検診カード及び雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間において、A 社 B 事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務を一括処理している A 社 C 支店が保管している被保険者名簿の記録から、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、オンライン記録と一致していることが確認できるところ、同社同支店の社会保険事務担当者に照会した結果、「申立人は、当時、契約社員であり、契約社員は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

また、オンライン記録から、厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と同日付けとなっている数人の従業員について、申立期間当時、A 社 B 事業所の一般事務を担当していた者に照会した結果、「申立人もこの数人の者も入社日は異なっていたが、みな契約社員だった。当時、会社は何らかの事情により契約社員として採用しており、契約社員としての期間は長かったが、契約社員は厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と回答している。

これらのことから、当該事業所においては、当時、契約社員について厚生年金保険に加入させず、入社後、一定期間経過後にまとめて加入させていたこと

がうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 61 年 9 月 16 日から 63 年 9 月 16 日までの期間は、任意継続被保険者の記録が確認できる上、A 健康保険組合及び A 厚生年金基金の被保険者取得日は、オンライン記録上の厚生年金保険被保険者取得日と一致している。

加えて、申立期間当時のオンライン記録において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 430

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 8 日から 39 年 10 月まで

私は、A社に昭和 37 年 6 月 22 日から 39 年 10 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する賃金明細票から、申立期間にA社に勤務していたと主張しているものの、当該賃金明細票は、記載されている厚生年金保険料額及びA健康保険組合の保険料額から、昭和 37 年 11 月から 38 年 9 月までの賃金明細票であることが推認できる。

また、A社に照会した結果、「当時の人事関係の資料は無く、申立人が当社に在籍していたか否かは不明である。」と回答している。

さらに、B社（現在は、C社）が保管する申立人の人事記録によれば、申立人は、昭和 38 年 10 月に臨時雇用員として入社しており、申立期間においてA社での勤務実態が確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。